

Title	現代中国における中央集権的政治体制と地方主義批判の政治力学： 広東省に関する地方主義批判をめぐる問題を事例として
Sub Title	The political logic of anti-localism campaigns in contemporary China
Author	磯部, 靖(Isobe, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2017
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 中国研究 (The Hiyoshi review of Chinese studies). No.10 (2017.) ,p.141- 180
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	関根謙教授退休記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12310306-20170331-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代中国における中央集権的政治体制と 地方主義批判の政治力学

——広東省に関する地方主義批判をめぐる問題を事例として

磯部 靖

一 問題の所在

なぜ、中国においては、強い国家権力と分散的社会という二律背反的な現象が見受けられるのか。中華人民共和国（以下、現代中国、と略称）においては、中央集権的政治体制を有しているながら、なぜ地方主義とされる問題が絶えないのか。このような二面性を有する中国の一面だけを取り上げ強調するだけでは、上記の二律背反的な現象が起こる中国の全体像を理解することはできないのではなからうか。以上のような問題意識のもと、本稿では、現代中国において中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存している二律背反的な現象が見受けられるメカニズムを説明していきたい。

具体的には、まず第一に、地方主義をめぐる議論の問題点と本稿の分析視角を提起し、第二に、中華人民共和国建国以降（以下、建国以降、と略称）、広東省において展開された地方主義批判を事例として、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存している二律背反的な現象が見受けられるメカニズムを明らかにしていきたい。最後に、本稿における分析を通じて得られた知見を総括するとともに、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存する現代中国の中央・地方関係の全体像について考察したい。

二 地方主義をめぐる議論

地方主義をめぐる議論を考察する今日的意義とは、何であろうか。近年、強権化する習近平政権について語られる一方で、汚職腐敗の深刻化や不動産バブルなど混乱する中国が語られているが、後者のような混乱現象を地方主義と読み換えると、上記のような二律背反的な側面を有する中国の全体像を捉える上で、地方主義の問題解明は、その鍵となると思われる。

地方主義については、従来、中央と地方の対立や、地方の中央に対する抵抗など、二元論的、ゼロサム的な捉え方がなされてきた。一方、本稿では、広義の捉え方をし、汚職腐敗、シャドーバンキング、不動産バブルなどの現象も一種の地方主義と見なしたい。そうすると、強権化する中国と混乱する中国という二律背反的中国像は、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存している現実を反映しているとも捉えることができ、その両者が併存しているメカニズムを解明することよって、現代中国の全体像を捉えることが可能となるであろう。以下、従来、地方主義をめぐり展開されてきた議論の問題点を指摘するとともに、本稿の分析視角を提起したい。

(1) 地方主義をめぐる議論とその問題点

従来、地方主義については、中央の政策からの逸脱、地方のエゴの追求、中央との利害対立、中央の政策への抵抗などの側面から捉えられてきた。¹⁾たとえば、知的所有権侵害、不動産バブル、土地収用、経済過熱、シャドーバンキング、市場封鎖、「諸侯経済」、汚職腐敗、密輸、機構組織の肥大化などの問題は、地方のエゴや中央の政策への抵抗の現れとして批判されてきた。

しかしながら、地方主義についてのこのような捉え方は、一種の「地方悪玉論」と言えないであろうか。また、それは中国の内紛や混乱を期待し、分裂や崩壊の可能性を喧伝する反共宣伝の影響を過度に受けていないであろうか。総じて、地方主義についての従来の論じられ方は、中央の視点から地方を批判することに偏り過ぎていたのではないかと思われる。その一方で、地方主義批判というのは、中央における政策論争や権力闘争の影響が強いという指摘もなされている通り、地方主義の問題というのは、地方の問題というのみならず、中央との関わりの中で捉えるべきなのではなからうか。

それでは、中央・地方関係の中で、地方主義をいかに捉えるべきなのであろうか。中央・地方関係についての従来の議論の根底にある認識は、「集権—分権パラダイム」である。³⁾「集権—分権パラダイム」とは、中央・地方関係を、中央集権と地方分権のサイクルとして捉える見方のことである。すなわち、ある時は「地方が強くなり、中央が弱くなった」、またある時は「中央が強くなり、地方が弱くなった」というように、見方がコロコロと変わるのが「集権—分権パラダイム」の特徴である。こうした「集権—分権パラダイム」の根底にあるのは、中央と地方の

関係あるいは中央集権と地方分権の関係を、ゼロサム的なものと捉える発想である。しかしながら、中央と地方の関係あるいは中央集権と地方分権の関係は、果たしてゼロサム的なものであるか。両者は、むしろ相互作用的であり、表裏一体の関係にあるのではなからうか。

近年の中央・地方関係の動きからも、「集権―分権パラダイム」に基づいたゼロサムの発想で捉えることの限界は明らかである。たとえば、一九九〇年代後半以降、分税制や人事異動の制度化によって再集権が行われ、「中央が再び強くなった」と言われる⁽⁴⁾。しかし、分税制や人事異動の制度化により、形式上は確かに「中央が再び強くなった」とも捉え得る側面があるかもしれないが、実際には、それにより様々な矛盾が起こっていることも明白である。たとえば、再集権の結果、基層レベルの財政難は深刻化し、政策の短期化の弊害も著しくなっている。汚職腐敗、不動産バブル、シャドーバンキング、環境汚染等は、まさに再集権の結果、深刻化した問題でもあり、それらの問題は、一種の地方主義であるとも捉えられる。そうすると、地方への引き締めを強めれば強めるほど、地方主義とされる問題が深刻化すると言えないであろうか。実は、こうした現象は、一九八九年の天安門事件以降の引き締め強化の時期にも顕在化していたのである⁽⁵⁾。

このようなことから、再集権により「中央が再び強くなった」というような捉え方が、極めて皮相的なものであり、再集権などというのは、所詮、制度上の改変に過ぎず、中央・地方関係の本質は、基本的に変わっていないのではなからうか。再集権により「中央が再び強くなった」というのなら、なぜ綱紀粛正や人事権発動、軍・公安の力を以ってしても地方主義とされる問題をなくせないのでしょうか。制度上は、共産党の組織力や人事権を行使することによって地方を統制できるはずであるにもかかわらず、なぜ地方主義とされる問題はなくならないのであうか。

それともむしろ、中央は地方主義の存在を、敢えて容認しているのだろうか。それならば、地方主義には何らかの存在意義があるのだろうか。必要悪としての地方主義という捉え方も可能なのではなからうか。そうした発想に基づき、現代中国における中央・地方関係を考察するならば、地方主義の肯定的側面も見えてくるのではなからうか。

(2) 中央と地方の関係概念としての地方主義

それでは、地方主義とは、そもそも何なのであろうか。本稿においては、地方主義をアブリアリの存在として捉える実体論というよりも、むしろ関係論的な視点から、この問題を取り上げたい。そうすると、地方主義とは、中央の論理と地方の論理の間で、齟齬や摩擦が生じた時に、中央の側から地方に対してなされる一種のレッテル貼りとも言えよう。地方主義批判というのは、まさにこのようなメカニズムによって、中央の視点から地方に対して行われるのである。

このような認識に基づき、地方主義批判のメカニズムを明らかにすることによって、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存している謎を解明できるであろう。すなわち、中央が地方に対して干渉しても、思うようにならない場合に、地方主義のレッテルを貼り批判することによって、思い通りにしようとする構図があるからこそ、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存しているのは、当然のことなのである。それと同時に、中央による干渉にもかかわらず、時として、思う通りには地方がならないということは、中央の地方に対する統制の限界をも示している。

中央と地方の以上のような関係を踏まえるならば、地方主義とされる問題というのは、地方指導者による抵抗であるとか、地方のエゴなどという表層的な理解に止まっているは、その本質を見極めることができないのは明白である。すなわち、中央は地方を統制するために、制度や政策を変えようとも、それは見せかけの変化に過ぎず、中央の思い通りにならない地方の状況にフラストレーションを抱いた中央の側は、地方に対して地方主義批判を行い、形だけの対応をするものの、たちどころに化けの皮が剥がれて、また、もとの状態に戻ってしまうのである。

こうした中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存しているメカニズムは今日に至るも変わっていない。それゆえに、中央・地方関係を、集権と分権のサイクルとしてゼロサム的に捉えることは、極めて表層的な理解に過ぎないと言い得る。従来の研究に対する批判的検証に基づき、こうした中央・地方関係のあり方についての理解は、現代中国における中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存する二律背反的な現象が起るメカニズムを説明する手掛かりともなると言えよう。以上が、本稿における地方主義についての分析視角である。

三 広東省における地方主義批判をめぐる諸問題

以下では、建国以降、広東省において展開された地方主義批判を事例として、現代中国において、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存するメカニズムを考察したい。

それでは、以上の目的のために、本稿ではなぜ、建国以降に広東省において展開された地方主義批判を扱うのか。それは、第一に、毛沢東時代、広東省では、顕著な形で反地方主義闘争が展開されたこと、第二に、改革・開放期以降にも、広東省に対しては地方主義批判が繰り返されているため、毛沢東時代との比較検討が可能であること、

第三に、かつて広東省において地方主義者として批判された者たちの名誉回復が行われたことも影響して、地方主義批判を行った側のみならず、地方主義者とのレッテルを貼られ失脚した側の認識をも参照することができるため、より多角的に地方主義の問題を考察することが可能であるからである。

なお、本稿では、事例の一つとして、広東省における土地改革にともなう地方主義批判が取り上げられるが、土地改革と地方エリートの再編については、すでに優れた研究成果があり、地方エリートの属性や役割について多くのことが明らかにされている。⁶⁾ また、広東省において土地改革以降に展開された地方主義批判については、エズラ・F・ヴォーゲル (Ezra F. Vogel) による先駆的な研究があり、地元出身幹部と外来幹部の摩擦についての初步的な指摘がなされている。⁷⁾ しかしながら、ヴォーゲルの研究は通史的な記述に止まっており、近年に至り、ようやく当時の国際情勢も踏まえた多角的な研究が行われるようになってきた。⁸⁾

その他、当事者の視点から、当時の出来事を詳細に記述したものとして、楊立による『帯刺的紅玫瑰——古大存沈冤録』や張江明の『広東歴史問題研究——広東「地方主義」平反研究資料』などが出版されており、広東省における地方主義批判の実態を知る上で参考になる。⁹⁾ また、広東省を含むいわゆる新解放区における土地改革についての近年の研究では、莫宏偉や張成潔らによる著書が注目される。¹⁰⁾

一方、本稿では、建国以降、広東省において展開された地方主義批判の問題を考察するにあたり、省指導者や地方党组织の役割に焦点を当てたい。なぜならば、中央と地方の接点としての省指導者の役割とその限界に着目することは重要であるからである。たとえば、省指導者は中央から任命され、中央の政策を執行する任務を負うとともに、地域社会の実情を踏まえた形で、中央の政策を貫徹させなければならぬ、いわば「ミドルマン」の立場に置かれているため、中央と地方の板挟みとなり、地方主義批判の標的となりやすい。そのため、考察対象として、極

めて重要である。

また、中央集権的政治体制を構築する上で、党中央と地方党組織の関係は重要であり、中央の政策を地方において貫徹できるか否かは、地方党組織の働き如何にかかっているため、地方党組織の役割を研究することが重要なのである。しかも、地方党組織がどのような機能を果たしたかを知ることによって、地方主義批判が行われたメカニズムが解明できるとともに、地方主義批判によって、地方党組織や地域社会にどのような変化がもたらされたのかを理解することにより、現代中国における中央・地方関係の現実、すなわち中央集権的政治体制と地方主義とされる問題併存の関係が明らかになるであろう。

以上の認識を踏まえ、本稿は、建国以降、広東省において展開された地方主義批判の問題を、単に個々の事例を記述することにとどまることなく、巨視的な観点から考察するものと位置づけられる。すなわち、本稿では、巨視的に現代中国における地方主義の問題を考察するための視座を提起することに主眼が置かれるのである。⁽¹⁾

以下、具体的には、第一に、建国以降の広東省における土地改革の展開から地方主義批判に至るまでの経緯、第二に、反地方主義闘争とその後遺症、第三に、改革・開放政策への転換と地方主義の実質的容認と奨励の背景などを検証することを通じて、現代中国において中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存しているメカニズムを明らかにしたい。

(1) 土地改革の展開と地方主義批判

まずは、広東省における土地改革の展開から地方主義批判に至るまでの経緯を見ていきたい。一九五〇年六月に

開催された中国共産党第七期中央委員会第三回全体会議における毛沢東の報告¹²⁾によれば、当時、旧解放区と呼ばれた東北や華北を中心とした地域では、すでに土地改革は終了していた。その一方で、広東省を初めとする新解放区と呼ばれていた地域の多くでは、まだ土地改革は本格的に実施されてはならず、むしろ国民党の残存勢力による破壊活動が続いていたことから、社会秩序の安定の方が急務であった。

すなわち、当時、新解放区の農村地域においては、共産党の支配は十分には浸透しておらず、地主層や国民党の残存勢力が農村地域を基盤として破壊活動を行い、成立間もない共産党政権に脅威を与えていた。さらには一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発とともに、国民党の残存勢力や匪賊などによる破壊活動が活発化していたこともあり、共産党政権にとつて、農村地域への支配の浸透は重要な課題となっていた。

また当時、広東省は、共産党指導部からは「南大門」とも称され、国防の要衝と位置づけられていた。その理由としては、第一に、「解放」が比較的遅い時期であったため、依然として、国民党の残存勢力が多数潜伏していたこと、第二に、海岸線が長いために、国民党による「大陸反攻」を受ける可能性があったこと、第三に、当時、反共勢力の拠点となっていた香港やマカオに隣接していたことなどが挙げられる。実際、広東省では、「解放」後も、海南島を初めとした島嶼部において国民党軍との戦闘が続いていたばかりか、広州を初めとする大都市には国民党軍機による爆撃が、依然として行われていた。¹³⁾ こうしたことから、広東省において、土地改革を実施することは、政権基盤を安定させる上でも、極めて重要視されていたのである。

また、当時の広東省は、海南島への進攻作戦や国民党の残存勢力に対する掃討作戦などの課題を抱え、いわば準戦時体制にあつたとも言えよう。こうした国民党との戦争の最前線に位置していた広東省の統治について、毛沢東を初めとする党中央は強い関心を抱いており、葉劍英中共中央華南分局（以下、華南分局、と略称）第一書記を筆

頭とする広東省の指導者たちは、中央による強力な統制下におかれていて、中央からの指示を忠実に遂行する立場にあり、彼らは原則的には地方主義とされる問題とは無縁の存在であった。

このように、党中央は、広東省指導部¹⁴を強固な指揮命令系統のもとに置いていたものの、土地改革を実施する上において、基層レベルの動態は別物であった。なぜならば、広東省指導部は党中央の強固な指揮命令系統のもとにあったとはいえ、基層レベルに関しては、党中央の直接的影響は極めて限定的であったからである。たとえば、当時、広東省の行政レベルは、省以下、専区・地区、県、区、郷・鎮、村の各階層に分かれていたが、一九五〇年九月の時点で、葉劍英によれば、郷・鎮以下の末端レベルにまでは共産党の支配は十分に及んでおらず、その多くは依然として敵の支配下にあるとの認識が示されていた¹⁵。それゆえに、中央からの指示を末端レベルにまで貫徹させるのは困難な状況であり、そのような事態は一九五一年七月の時点に至っても克服されておらず、葉劍英は依然として末端レベルにまで政策を貫徹させることができない現実を認めざるを得なかった¹⁶。

以上のように、当時の広東省において土地改革を実施するには、一定の自律性を有する地域社会との関係が重要となってくるのであった。広東省の自律的地域社会としての特徴を挙げるとすれば、先に言及した戦略的重要性、華僑華人とのつながりの強さ、農村幹部の限定的組織化、在地勢力の抵抗など多くの課題を抱えていた。

とりわけ、東北地区や華北地区などにおいては農村の根拠地を拡大させる形で共産党の支配が浸透していったのとは異なり、広東省では先に広州などの大都市を軍事的に占領することから共産党の支配が拡大していったため、「解放」後も農村にまではその支配は十分に浸透しておらず、広大な農村の大部分は依然として、地主勢力、匪賊、国民党の残存勢力の支配下にあった。たとえば、ある地区の農村の統治機関のうち、共産党が主導権を握っていたのは二五%、地主や悪徳分子に牛耳られていたのは二五%、残りの五〇%は形骸化してほとんど何も機能して

いない状況であった。⁽¹⁸⁾ 農村幹部の属性についても、地主とその手下、国民党の残存勢力や特務、匪賊、愚連隊などが数多く紛れ込んでいた。⁽¹⁹⁾

このような属性を持つ農村幹部の素行の悪さは、当時、共産党が農民からの支持を十分には得られない大きな原因の一つとなっていた。とりわけ、彼らによる税の粗暴な取り立てと不明朗な支出は、農民たちの不興を大きく買っており、そのため、農村幹部は土地改革を実施するどころか、農民から孤立無援の状態に置かれていると、葉劍英のみならず毛沢東も懸念を表明していた。⁽²⁰⁾ 不当な税の取り立ては、一九五一年末の時点でも解決されておらず、農村幹部は行政管理費、市場管理費などの名目をでっち上げて不当な徴収を行っており、学校、農民協会、民兵組織なども恣意的な費用の徴収を行っていた。⁽²¹⁾

その背景には、およそ農村幹部として不適格な人間が大量に混入していた実態があった。たとえば、幹部のほとんどは、「解放」前後に急速かつ大量に流入した者たちで、その多くは目先の利益や出世のために加入しており、実際に、国民党の特務や匪賊も数多く紛れ込んでいた。⁽²²⁾ 多くの農村では、実際に仕事のできる幹部は極めて少数で、大部分はろくに仕事もせずにタダ飯を食らうだけの烏合の衆と化していた。⁽²³⁾ このような農村幹部は、農民からしてみれば、私利私欲のために権力を行使する者にしか映らず、土地改革を行う上での農民と農村幹部の団結は望むべくもなかった。

農村幹部の以上のような為体ゆえに、地主勢力や国民党の残存勢力が農村において勢力を維持することは、比較的容易であった。⁽²⁴⁾ たとえば、地主勢力や国民党の残存勢力は、農民協会や村役場に紛れ込んだり、賄賂等で農村幹部を籠絡し、農村での主導権を握っているケースが多々見受けられた。⁽²⁵⁾ このようにして、当時、税務署は彼らの収入源で、学校は彼らの宣伝機関であり、民兵は彼らの軍隊であるとさえ言われていた。⁽²⁶⁾ また、仮に土地改革が実施

されたとしても、農村幹部の上記のような問題が原因で、程なくして地主勢力や国民党の残存勢力が主導権を奪還し、土地改革の成果は骨抜きにされてしまうという事態が各地で生じていた。⁽²⁷⁾ このような状況は一九五一年夏の時点においても依然として解決されておらず、当時、広東省の全農業人口約三〇〇〇万人のうち、土地改革が完了していた地区の人口は、四六〇万人程度に過ぎなかった。⁽²⁸⁾

一九五〇年九月、土地改革に取り組みにあたり、華南分局は、中共中央中南局（以下、中南局、と略称⁽²⁹⁾）と党中央に対して、県級レベル以上の幹部を一〇〇〇名余り、一般幹部六〇〇〇名余りを、外地から新たに配属させるよう要請し、翌一〇月には、中南局の批准を経て、広東省土地改革委員会が成立し、方方が主任、李堅真が副主任となった。李は、中南局第二書記の鄧子恢が、李の華北地区での土地改革の経験を評価して抜擢し、葉劍英の求めに応じて、広東省に赴任させた。⁽³¹⁾

しかしながら、広東省においては、既述したような事情により、土地改革を実施するのは容易なことではなかった。たとえば、党中央は速やかに大衆を動員して基層組織を強化し、土地の分配を行うことを指示していたにもかかわらず、広東省では大衆の動員が遅々として進まず、基層組織が脆弱で、土地改革が停滞しており、そのような状況を、毛沢東は批判した。⁽³²⁾

それを受けて、一九五一年二月に、方方は、一九五二年春までに、「大部分の地区で土地改革を完成させることを目指す」と表明するとともに、葉劍英は、毛沢東が広東省の土地改革に不満を抱いていること察知して、一九五一年四月には、華南分局拡大会議を開催し、大規模で嵐のように激しい農民運動の必要性を提起し、人民解放軍（以下、軍、と略称）および南下幹部と呼ばれていた外来幹部に依拠して、土地改革を推進していくとの方針を打ち出した。⁽³⁴⁾ 同会議では、方方も、「土地改革を完成させるには、嵐のように激しい農民運動が必要である」と決意

を述べた。⁽³⁵⁾

このような方針を受けて、各地区・県の党委員会第一書記は、原則として、当時、南下幹部と呼ばれた外来幹部が務め、華南軍区からは七〇〇〇人規模の人員を動員して、二五県の土地改革を請け負わせ、土地改革の楯入れが図られた。⁽³⁶⁾しかしながら、外来幹部主導による土地改革の急進化は、様々な摩擦を必然的に引き起こすこととなった。たとえば、土地改革に頑強に抵抗する在地勢力はもとより、本来土地改革を推進する側である地元出身幹部と外来幹部との間の摩擦は深刻なものであった。

なぜならば、地元出身幹部は、地域社会の実情に即した形で土地改革を主張する一方で、外来幹部は党中央から与えられたノルマを遂行することを至上命題とし、強圧的な姿勢で土地改革を押し進めようとしたため、地域社会ならびに地元出身幹部との摩擦を深めていたのである。実際、一九五一年の五月から六月にかけて、土地改革の急進化にともない、強制や暴力が横行し、農村では混乱が深まったために、六月三〇日に、葉劍英は取り組みの行き過ぎを防止することを徹底するよう指示を出さざるを得なかった。⁽³⁷⁾

こうして、外来幹部と地域社会の軋轢、外来幹部と地元出身幹部の摩擦なども影響して、広東省における土地改革の実施は混迷を深めることとなった。一九五一年九月、方方は、広東省における土地改革開始からの一年を振り返り、「過去一年の問題として、地主階級の抵抗が激しく、まだ彼らに対する打撃が足りない、幹部と大衆の結びつきが弱く、土地改革に盛り上がり欠けている」と総括した。⁽³⁸⁾

こうしたことから、党中央は広東省指導部を強固な指揮命令系統のもとで統制していたとはいえ、実際の政策執行にあたっては、地域社会の実情を無視し得なかったことが見て取れる。それゆえに、中央集権的政治体制のもと、党中央は広東省指導部を統制下においていたものの、実際の政策執行は、地域社会のあり様の影響を少なからず受

けざるを得ないのであった。すなわち、中央集権的政治体制のもとにおいても、政策執行にあたっては地域差が生じるのは必然的ではあるものの、このような現象は、後述するように、時として、中央の側の視点から、地方主義として批判されるのであった。

(2) 地方主義批判と反地方主義闘争による後遺症

次に、地方主義批判のメカニズムおよび反地方主義闘争の後遺症について見ていきたい。一九五二年に入ると、毛沢東は、広東省における土地改革の混迷状況に業を煮やし、葉劍英を初めとする広東省指導部への批判を強めた。土地改革の停滞に対する党中央と毛沢東によるこうした批判を受けて、一九五二年四月、華南分局拡大会議では、土地改革を取り組むべき最優先課題とし、軍と南下幹部に依拠して、土地改革を断固遂行するとの決定が下された⁽³⁹⁾。それにともない、土地改革を担う幹部の適正審査も行われ、問題があるとみなされた六五一五名が処分を受けた⁽⁴⁰⁾。方方は、土地改革を担う幹部に対するこうした行き過ぎた処分に反対し、処分を受けた幹部を保護しようとした。しかしながら、それが後に、方方による地方主義の誤りであると批判されたのである⁽⁴¹⁾。

一九五二年六月、毛沢東は中南海の頤年堂で、「広東問題」を特別に議論する中央書記処会議を主宰した⁽⁴²⁾。同会議には、葉劍英、方方、陶铸ら広東省の指導者が呼びつけられ、広東省に存在する「地方主義」の問題が非難された⁽⁴³⁾。とりわけ、広東省指導部が、毛沢東に虚偽の報告をしていたこと、および幹部の取り扱いや土地改革における「右寄りの誤り」を犯したことが批判された。ここで言う「右寄りの誤り」とは、外来幹部をないがしろにして地元出身幹部を重用したこと、広東省指導部の積極性が欠如していたために、土地改革が遅々として進展していなか

ったこと、その過程で、地主勢力等との間で妥協的な政策を行ったことなどとされた⁴⁴。毛沢東は方方に対し、土地改革が停滞したことと、幹部の取り扱いをめぐって地方主義の誤りを犯したことを批判し、降格を言い渡した。そのほか、同会議では、葉劍英の土地改革に関する広東特殊論が批判された⁴⁵。

こうした毛沢東らによる批判を受け、一九五二年六月二九日から七月六日にかけて、華南分局拡大会議が開催され、広東省において反地方主義闘争が展開されることになった。同会議では、陶鑄や趙紫陽ら数十名の幹部が、地方の土地改革や幹部の取り扱いをめぐる地方主義の問題を批判した⁴⁶。たとえば、土地改革が迷走したのは、方方の地方主義のせいだと批判され、方方の他、葉劍英や馮白駒も批判を受けた⁴⁷。

その結果、広東省指導部における土地改革の責任者であった方方を初めとする多くの地元出身幹部が降格や失脚を余儀なくされた⁴⁸。同会議で葉劍英は、地方主義の問題を放置したことを自己批判し、急進的な土地改革を志向していた陶鑄や趙紫陽らの方針を肯定せざるを得なくなった⁴⁹。方方も同会議での自己批判の中で、土地改革を進めるにあたり、部下であった趙紫陽を重用しなかつた誤りを認めた⁵⁰。以上のように、一九五二年に展開された反地方主義闘争の際には、土地改革の責任者としての方方が主たる批判対象であったが、実質的には方方と共同歩調をとっていた葉劍英への批判でもあった⁵¹。

その後、葉劍英は心労がたたり病氣療養のため広東省を離れ、方方は華南分局第三書記から同第五書記に降格され、それを受けて、実質上、陶鑄が華南分局を主導することとなった。一九五三年五月七日、葉劍英は正式に広東省を離れ、陶鑄が華南分局書記代理兼広東省人民政府主席に、趙紫陽は華南分局副書記兼同農村工作部部长に就任した⁵²。一方、一九五三年に入って展開された新三反運動に関連して、方方は深刻な官僚主義と分散主義の誤りを犯したとして、一九五三年五月二六日には、華南分局第五書記・常務委員、広東省人民政府第一副主席等の職務を解

任され、一九五五年には、中央僑務委員会副主任に転任させられた。⁽⁵³⁾一九五五年七月一日には、華南分局が廃止され、中国共産党広東省委員会（以下、広東省委、と略称）が成立し、陶鑄は広東省委書記兼広東省省長、趙紫陽は広東省委副書記兼同秘書長に就任した。⁽⁵⁴⁾こうして、方方は失脚し、葉劍英は広東省を離れ、その後は、陶鑄が名実ともに広東省の政治を主導することになったが、それには毛沢東と党中央が決定的な役割を果たしていた。⁽⁵⁵⁾

このように、広東省における土地改革をめぐる反地方主義闘争には、毛沢東や党中央が決定的な役割を果たしたとはいえず、その遠因として、中南局と華南分局の間では、広東省における土地改革の進め方をめぐって、深刻な対立が生じていた。⁽⁵⁶⁾たとえば、土地改革の進め方に関して、とりわけ華僑の土地や財産への対応をめぐって、華南分局の葉劍英および方方と、中南局土地改革委員会の李雪峰との間に認識の相違があり、⁽⁵⁷⁾李雪峰は、広東省の土地改革は右傾化しているとの批判を強めていた。⁽⁵⁸⁾

前述したように、一九五一年四月、華南分局拡大会議では、嵐のように激しく土地改革を推進するとの方針が提起された。ところが、中南局土地改革委員会幹部は、当時、広東省での土地改革の実務を統括していた李堅真の取り組みを全面否定し、葉劍英や方方の土地改革への取り組みは手ぬるいと批判した。⁽⁵⁹⁾同会議で、李雪峰は方方の土地改革に関する報告を批判し、広東省では取り組みが不徹底で、農民の動員が足りず、基層組織も脆弱である点などを非難した。⁽⁶⁰⁾一九五一年七月に入ると、中南局の機関紙である『長江日報』紙上において、華南分局に対する批判が公然と展開されるまでに両者の対立は深刻化した。⁽⁶¹⁾

このように、華南分局の葉劍英と方方、中南局の杜潤生と李雪峰との間には、決定的な対立があり、それは激しい論争にも発展していったのである。その主な対立点は、土地改革を進めるにあたり、広東省の特殊性をいかに考慮するかであった。李雪峰は、一九五一年四月に開催された前述の華南分局拡大会議で、広東特殊論を批判したが、⁽⁶²⁾

その最大の対立点は、華僑問題であった。葉劍英や方方は、華僑の土地や財産を無暗に没収することに反対していたが、中南局土地改革委員会は、華僑の土地や財産を徹底的に没収することを主張していた。⁶⁴このように、中南局の杜潤生や李雪峰は、華北地区での急進的な土地改革の方法を広東省にも適用しようとして、葉劍英や方方と対立していたのである。⁶⁴

その一方で、中南局は、広東省における土地改革の進展が緩慢な原因は、主として幹部の階級的背景や海外とのつながりにあるともみなしていた。⁶⁵すなわち、中南局は広東省における土地改革について、進展が遅く、農民の動員が弱い原因は、地主や国民党等とつながっている幹部が少なくないからであると認識していたのである。このような見方は、毛沢東にも影響を与えており、広東省における土地改革の挺入れを図るために、有能な指導的幹部を送り込むことが検討されていた。⁶⁶

こうしたことから、中南局は広東省における土地改革の局面を打開するために、前述した李堅真に代わり、土地改革の実務を担わせる人選を進めて、管轄下にあった河南省から趙紫陽を充てることを決めた。一九五一年四月に、趙紫陽は広東省に赴任して程なく、華南分局辦公庁秘書長に就任し、翌五月には広東省土地改革委員会副主任となり、李堅真に代わり、土地改革の実務を取り仕切ることになった。しかし依然として、方方が同主任として実権を握ったままでいた。このように、当初、趙紫陽は葉劍英や方方から重用はされていなかった。⁶⁷そこで、中南局は、一九五一年一二月、陶鑄を華南分局第四書記兼華南軍区第二政治委員に就任させ、方方に代わり、土地改革を主管させることとした。⁶⁸

以上のように、中南局は陶鑄と趙紫陽を、それぞれ華南分局第四書記と華南分局農村工作部部长に就任させ、土地改革を主導させることにした。⁶⁹やがて、毛沢東、党中央、中南局からは、一九五三年の春までに土地改革を完成

させることが至上命題とされたことを受けて、新たに広東省指導部に送り込まれた陶鑄や趙紫陽が中心となって、その後、土地改革は強行され、一九五三年四月一八日、広東省人民政府により土地改革が基本的に完了したとの布告が發布された。⁽⁷²⁾

しかしながら、土地改革の強行は、様々な後遺症を残した。たとえば、土地改革が完了したとされる地区でも、地主による破壊活動が続いたり、農村を追われた地主の家族が都市に流入して路頭に迷っていたり、土地や農具の分配が不十分で生活に困難を抱える農民が多数いた。⁽⁷³⁾ また、各地では、夥しい数の自殺者が発生し、共産党への協力者や友好人士への迫害も多数起こり、華僑の土地や財産への不当な没収も横行した。⁽⁷⁴⁾ 土地改革を強行した陶鑄自身も、党中央と中南局への報告の中で、土地改革が途中から粗暴になり、あまりにも多くの人が批判され、死者も多数出て、華僑の土地や財産への侵害が激しくなり、農民への配慮も足りず、多くの後遺症を残したと総括せざるを得なかった。⁽⁷⁵⁾

そのほかにも、外来幹部主導による土地改革の強行は、外来幹部と地域社会との亀裂を大きくした。葉劍英は、広東省における土地改革を推進する上で、その担い手となり得る幹部が不足していた事態を踏まえ、党中央に対して、北方から土地改革の経験豊富なベテラン幹部を追加派遣することを要請していたものの、現場では、こうして派遣されてきた外来幹部と地元出身幹部との間での摩擦が深刻化していた。

当時、南下幹部とも呼ばれた外来幹部には、早期に土地改革を実現した経験を有する者も含まれてはいたが、そうした「先進的な」経験を背景に、地元出身幹部を見下した扱いをしたり、事情の異なる広東省においても強引に土地改革を実施しようとしたことから、様々な問題が生じていた。たとえば、上級からの指令を、地元の事情に配慮もせず機械的に強制して、現地社会から反発を受けたりした。⁽⁷⁶⁾ そもそも外来幹部は、現地の事情に疎く、地元の

方言も解さないため、地元出身幹部はもとより農民たちとの信頼構築が難しく、そうした信頼関係を欠いたまま、土地改革を強行しようとしたことにより、むしろ現場において孤立状態に陥ってしまうケースも多々あった。⁷⁷⁾

外来幹部らは工作隊を結成して土地改革を推進していたが、そうした工作隊が農村を去った後は、再び地主や匪賊たちが農村を牛耳ってしまう場合が多かった。⁷⁸⁾土地改革時に結成された農民協会の多くは、実質的には地主の回し者や匪賊に乗っ取られてしまっていた。なぜならば、農民協会は往々にして農民の自発的意思というよりも、工作隊により半強制的に結成されたものであり、地主の回し者や匪賊が潜り込んでいたとしても、地元の事情に疎い外来幹部には、それを見抜くことが困難であったからである。⁷⁹⁾

外来幹部によるこうした強引な手法に対して、地元出身幹部の多くは疑問を抱いており、両者の間には齟齬が生じて、信頼関係を築き協力して土地改革を推進することは困難であった。それこそが、まさに地主勢力や匪賊たちが付け入る隙となっており、形式的には土地改革が行われたとされる地域においても、実質的には旧支配層の勢力が温存されているケースが多々あった。⁸⁰⁾また、旧支配層による利益供与に取り込まれてしまい彼らの実質的な代弁者のようになってしまう幹部たちも少なからず存在していた。⁸¹⁾こうした事情は、一九五二年に入ってから改善されておらず、それが既述した毛沢東による広東省の土地改革に対する地方主義批判につながっていったのである。⁸²⁾

毛沢東によるこうした批判を受け、反地方主義の名のもとで強行された土地改革は、当然のことながら、深刻な後遺症を残すこととなった。たとえば、経済の長期停滞傾向は地域社会に大きな影を落とし、多くの住民は国禁を破ってまでも危険を顧みず、隣接する香港に「外逃」したのであった。⁸³⁾また、反地方主義闘争は、地元出身幹部と外来幹部との間に深刻な亀裂を生み出すとともに、地元出身幹部の間でも、地域社会との協調に重きを置く者と、外来幹部に取り入り地域社会から遊離してしまう者との間の分断をも招いてしまった。⁸⁴⁾たとえば、広東省の幹部の

中にも、区夢覚のように、中南局の方針に同調して、土地改革を進めるにあたり、農民の動員や地主への打撃が弱いと主張する者もいた。⁽⁸⁵⁾

こうした軋轢は、一九五〇年代後半になると、反右派闘争を契機とした第二次反地方主義闘争の際にも再燃し、馮白駒広東省委書記や古大存広東省副省長を初めとする更に多くの地元出身幹部が批判され失脚を余儀なくされた。⁽⁸⁶⁾ その発端は、当時、党中央による整風に関する指示を受けて、急進的な土地改革による後遺症への不満や批判、一九五二年に展開された地方主義批判への疑義、外来幹部と地元出身幹部の関係について問題提起がなされたことであつた。ところが、反右派闘争が展開されると、一九五七年八月一四日、広東省委擴大会議において、全省で反地方主義闘争を展開することが決定された。⁽⁸⁷⁾ こうして、第二次反地方主義闘争が開始されたのであるが、その口火を切つたのは、広東省委書記の区夢覚で、古大存や馮白駒を「反党集団」の頭目と見なし、省指導部の中にも地方主義の誤りを犯した者が多数存在していると指摘した。⁽⁸⁸⁾

一九五七年一二月に、第二次反地方主義闘争は頂点に達し、一二月一二日には、広東省委第八回全体会議において、「海南地方主義反党集団」と馮白駒の誤りに関する決議が採択され、馮白駒は省委書記、省委常務委、海南軍区政治委員の職を解任された。⁽⁸⁹⁾ 一二月一七日、同会議では、馮白駒に続き古大存への激しい批判が行われ、古は省委書記の職を罷免された。このような処分を承服できなかった古大存は、一九五八年二月、旧知の李富春國務院副総理に冤罪を訴える手紙を書いたものの、それが陶铸の手に渡り、同年四月には、広東省委常務委と広東省副省長の職をも解任され、事実上、政治の表舞台から消え去ることになった。⁽⁹⁰⁾ その他にも、雲広英、鐘明、呉有恒、周楠、饒彰風らを初めとする二万人余りもの多くの幹部が、地方主義者とのレッテルを貼られて批判され、免職や降格の処分を受けたが、それらは反右派闘争と連動して行われたのであつた。⁽⁹¹⁾

第二次反地方主義闘争とは、いったい何であったのか。何を目的として、第二次反地方主義闘争は展開されたのか。当時、広東省における地方主義の問題を総括する目的で展開されていた「広東歴史問題大弁論」について、一九五七年二月一九日、陶鑄は広東省委第八回全体会議の総括の中で、広東省に存在する地方主義の問題を根絶やしにすることが目的であると表明した。また、その必要性については、海南島における地方主義の問題を初めとして広東省の各地でも地方主義の問題が深刻化していることを指摘した。⁽⁹²⁾

さらに陶鑄は、広東省の地方主義者たちは、外来幹部と反地方主義を堅持する地元出身幹部を批判し排斥するとともに、省指導部を批判して、地方主義の小王国を作ろうとしていると批判し、地方主義者たちは、外来幹部や反地方主義を堅持している地元出身幹部を追い出して、広東省を独立王国に変えようとしているとも主張した。また、陶鑄とその追従者である区夢覚らは、広東省の反右派闘争が停滞しているのは、地方主義者のせいであり、地方主義者は右派と同じであると断罪したのであった。⁽⁹³⁾

そもそも区夢覚は、一九五四年二月に開催された中国共産党第七期中央委員会第四回全体会議において、高崗・饒漱石事件が公然化されて以降、同事件に陶鑄が関与しているとの嫌疑を晴らすことに貢献してから重用され、第二次反地方主義闘争に際しては、古大存批判の急先鋒に抜擢されていた。⁽⁹⁴⁾ また、区夢覚は、馮白駒への批判に関しても主導的な役割を果たしていた。区夢覚は、馮白駒が海南島を広東省から切り離して独立させるべきだと提起したり、外来幹部を排斥しようとしたとして批判した。⁽⁹⁵⁾

一方、海南島における反地方主義闘争は、広東省委書記兼海南区委書記の林李明が、反右派闘争と連動させて主導した。林李明は、地方主義者は右派分子であると断じ、土地改革の成果に疑問を提起した者は、地方主義者であるとのレッテルを貼り批判した。⁽⁹⁶⁾ 一九五八年一月になると、林李明は陶鑄の命を受けて、海南島における地方主義

批判の口実を求めて、馮白駒への批判を強めた。その際、馮白駒を地方主義者であると批判する口実として、一九五二年に展開された地方主義批判への取り組みが不徹底であったことや、一九五六年には、地方主義の陰謀を画策し、「海南地方主義反党集団」を結成したと主張した。このようにして、林李明は、馮白駒らが土地改革の成果を否定し、軍や南下幹部などを批判したと断罪するとともに、それ以外にも、多数の幹部が地方主義者とのレッテルを貼られて、免職、降格、党籍剥奪などの処分を受けた。たとえば、海南島の区級幹部三一七七名の中で一五七四名（四九％）が地方主義者とされ、県級幹部二八六名の中で一五四名（五四％）が地方主義者として処分を受けた⁽⁹⁷⁾。その際に、林李明は、海南军区政治委員の謝堂忠を初めとする追従者を動員して、反地方主義闘争を積極的に展開し、多くの幹部を地方主義者として陥れた⁽⁹⁸⁾。

海南島における地方主義批判の背景には、地元出身幹部と外来幹部の確執があったものと思われる。土地改革を強引に推し進めるために、一九五二年春には、軍と南下幹部が大量に海南島に派遣され主要な職務に就き、地元出身幹部である馮白駒の役割は有名無実と化し⁽⁹⁹⁾、一九五五年七月一日に、馮白駒は広東省委副書記兼広東省副省長に就任し、海南島を離れた。しかし、海南区委書記に就任していた林李明は、海南島で名望のある馮白駒の影響力を一掃し、自らの主導権を強化すべく、馮白駒およびその関係者を、地方主義者であるとして批判し、失脚させたと考えられる⁽¹⁰⁰⁾。

こうして、第二次反地方主義闘争により、広東省各地で地方主義者とのレッテルを貼られて処分を受けた幹部は、二万人余りにもなった⁽¹⁰¹⁾。しかしながら、結局のところ、地方主義とはいったい何なのかということは曖昧で、陶鈞による定義も恣意的で科学的ではないと、かつて広東省副省長を務めた楊康華は、当時のことを総括している⁽¹⁰²⁾。すなわち、地方主義批判の根柢は曖昧で、むしろ地方主義批判は、当時の反右派闘争とも連動して、外来幹部が広東

省での主導権を強化するための政治闘争の手段として利用されたと言えよう。

このような状況下、反地方主義闘争に同調しない者は批判の対象とされた。たとえば、当時、広東省衛生庁副庁長であった李福海は、一九五八年に展開された反地方主義闘争の際に、地方主義など存在しないと発言したところ、地方主義に反対しないなら、それ自体が地方主義だと因縁をつけられ職を追われた⁽¹⁶⁾。同様に、尹林平は、県レベルでは、現地の事情を熟知している地元出身幹部を抜擢すべきであると提起したところ、地方主義者であると批判された⁽¹⁷⁾。

このように、地方主義が実際に存在しているか否かにかかわらず、地方主義批判を行わない者は、地方主義者としてレッテルを貼られてしまう状況下、かつて広東省省長を務めた劉田夫は、「一九五七年一月、省委第一期第二回会議において、自らも海南島における地方主義の問題への批判を行ったが、現在は深刻に反省している」と、当時の地方主義批判の問題を率直に認めた⁽¹⁸⁾。

第二次反地方主義闘争は、このように、外来幹部が地元出身幹部を排斥して、広東省内における主導権を強化するための手段として展開されたが、それは党中央が提起した反右派闘争と連動して行われたことに注目すべきであろう。なぜならば、一九五二年に土地改革を契機として展開された反地方主義闘争と同様に、第二次反地方主義闘争も、党中央から打ち出された政策を広東省において推進する際に、地元出身幹部の多くが地方主義者であると見て批判を受けたからである。

すなわち、中央から打ち出された政策を背景に、外来幹部が広東省における主導権を強化するために、地元出身幹部を排除する手段として、地方主義批判が展開されたのであった。このように、地方主義批判は、中央と地方の対立というような、単純な二項対立の図式では捉えることはできず、中央の政策の遂行と地方内における利害対立

が連動して展開されたと言えよう。

広東省において、地方主義者とのレッテル貼りは、各種政治運動が展開される度に横行し、地域社会の分断を深刻化させた。その際には、謂れのない誹謗中傷も横行し、多くの者が冤罪事件に巻き込まれる事態となった。それゆえ、冤罪を晴らすための名誉回復運動がしばしば行われることになったのである。⁽¹⁰⁾たとえば、文革が始まると、陶鑄に追従し反地方主義闘争を推進した林李明を代表とする一派と、古大存を支持し、陶鑄から批判された尹林平を代表とする一派の間で、広東省に地方主義は存在するのか、反地方主義闘争は正しかったのかという論争が展開された。⁽¹¹⁾

反地方主義闘争を受けての土地改革の強行に見られるように、強力な国家権力を以てすれば、地域社会を統制することは可能ではある。しかしながら、地方主義批判の名のもとに、地域社会の自律性を強行に排除しようとするれば、その副作用や後遺症は深刻なものとなり、文革期にはその矛盾が一举に噴出して大混乱を来たし、党中央もその混乱の收拾に乗り出さざるを得なくなったのであった。⁽¹²⁾

(3) 改革・開放政策への転換と地方主義の實質的容認と奨励

反地方主義闘争は、深刻な社会矛盾をもたらし、それは党中央の側からも看過できないものとなり、やがて地方主義の實質的容認と奨励に方針を転換することを余儀なくされるのであった。以下では、改革・開放政策への転換と広東省における地方主義の實質的容認と奨励の背景、すなわち、経済活性化のために地方主義批判による後遺症の解消が必要であると認識されることになった経緯を検証することを通じて、中央集権的政治体制と地方主義と

される問題が併存するメカニズムを明らかにしたい。

既述したように、反地方主義闘争を通じて、地元出身幹部と外来幹部、あるいは地元出身幹部の間には深刻な亀裂が生じ、それは改革・開放政策を推進する上でも障害になるとみなされるようになった。当時、鄧小平を初めとする党中央は、中国共産党第一期中央委員会第三回全体会議（以下、第一期三中全会、と略称）以降、広東省において改革・開放政策を試験的に実施させ、やがてそれをモデルケースとして全国に波及させようとしていた。しかしながら、反地方主義闘争により地元出身幹部と外来幹部との間、あるいは地元出身幹部内部においても深刻な亀裂が生じており、広東省において党中央から課せられた重責を果たすのはおぼつかない状況であった。そこで、党中央は、反地方主義闘争による冤罪事件の被害者たちに対する名誉回復を行い、地方主義批判の誤りを認めていくこととなった。^⑩

しかしながら、その過程は平坦なものではなかった。広東省では、反地方主義闘争による後遺症として深刻な社会的亀裂が生じており、反地方主義闘争の誤りを認め、地方主義者として批判された者たちの名誉回復を行うことは容易ではなかったのである。習仲勲が広東省委第一書記に、楊尚昆が同第二書記に就任して以降、広東省における反地方主義闘争に関する問題の見直しに取り掛かろうとすると、省指導部の中からの頑強な抵抗に遭った。また、陶鑄夫人の曾山が健在で、陶鑄の右腕として反地方主義闘争を推進した趙紫陽らが要職に就いていたため、相当な抵抗が予想されていた。

そこで、習仲勲や楊尚昆らは、当時、党中央が打ち出していた各種政治運動による冤罪事件の救済方針や、かつて反地方主義闘争で批判された葉劍英の意向を踏まえて、党中央に指示を仰ぎ承認を取り付けた上で、名誉回復のための取り組みに取り掛かろうとした。^⑪ しかしながら、一九七九年三月に、広東省委常務委員会において、広東省

における反地方主義闘争の評価見直し問題を討論したものの、抵抗が大きく、反地方主義闘争は必要であったとの結論を覆すことはできなかった。⁽¹⁴⁾

このように、広東省指導部内の反対が大きかったため、習仲勲らはまず、古大存と馮白駒に誤りがあったことや反地方主義闘争が必要であったことを認めた上で、とりわけ第二次反地方主義闘争の際には、反右派闘争と連動して、エスカレートしてしまつた誤りを指摘するとともに、古大存と馮白駒の「地方主義反党集団」は存在しなかつたとの折衷案で妥協せざるを得なかつた。⁽¹⁵⁾ なぜならば、当時の広東省委常務委員のほとんどは第二次反地方主義闘争に関与しており、広東省には地方主義の問題が存在していて、古大存と馮白駒には誤りがあったとの主張を堅持していたからである。

もし、広東省に地方主義の問題が存在しておらず、古大存と馮白駒に誤りがなかつたとすれば、陶鑄と趙紫陽に誤りがあったのか、陶と趙に追従した自らに誤りがあったのか、処分された二万人余りの人々にどう釈明すべきなのかという問題に直面することになるため、広東省委常務委の中で、広東省に地方主義の問題は存在しなかつたと提起するのは難しく、それゆえに、古大存と馮白駒の「地方主義反党集団」は存在しなかつたと認めさせられただけでなく、大きな進歩であつた。⁽¹⁶⁾ 当時、各種政治運動による冤罪事件の審査を担当していた党中央紀律検査委員会常務書記の王鶴寿も、古大存の名誉回復には否定的であつた。⁽¹⁷⁾

一方、広東省において改革・開放政策を推進する上でも、反地方主義闘争による後遺症としての外来幹部と地元出身幹部の亀裂は大きな問題として認識されていた。一九八〇年一月に、習仲勲と楊尚昆が広東省を離れ、任仲夷が省委第一書記に、梁靈光が省委書記に赴任するに際し、葉劍英は彼らと接見した際に、広東省では外来幹部と地元出身幹部の関係を適切に扱うようにと申し付けた。⁽¹⁸⁾

その後、任仲夷らの努力により、一九八三年に古大存と馮白駒の名誉回復は実現したが、反地方主義闘争をめぐるのは、依然として広東省内には亀裂が残っていた。たとえば、一九八〇年代中期、国家的プロジェクトの一環として取り組まれていた『当代中国的広東』の執筆過程において、当時、広東省委書記であったうちの三名は、陶鑄および趙紫陽と関係が深かったため、反地方主義闘争は肯定されるべきであり、古大存と馮白駒への批判は必要であったとの認識を堅持し、今更、陶や趙ら当時の指導者の誤りを論じるべきではないと主張していた⁽¹⁹⁾。このように、かつて反地方主義闘争に加わり、当時、広東省委書記であった幹部たちは、異口同音に、土地改革および反地方主義闘争の評価については、すでに広東省を離れ國務院総理となっていた趙紫陽の意見を尊重すべきであると主張した⁽¹⁹⁾。一方、広東省副省長を務めた楊康華は、「区夢覚は、反地方主義闘争を肯定しているが、それは間違っている」と批判した⁽²⁰⁾。

結局のところ、一九五〇年代、二度にわたり展開された反地方主義闘争の主たる責任は誰にあるのかという問題について、広東省省長を務めた劉田夫は、陶鑄にあると指摘した⁽²¹⁾。元広東省副省長の楊立も、反地方主義闘争、とりわけ第二次反地方主義闘争および古大存の冤罪事件の主たる責任は、陶鑄と趙紫陽にあると明言した⁽²²⁾。地元出身幹部で、紅軍に参加し、広東省政協副主席でもあった廖似光は、一九八七年一月一日、前述の『当代中国的広東』の記述に関連して、反地方主義闘争の不当性について述べた。たとえば、土地改革は、陶鑄が東北地区での急進的なやり方を、広東省の事情もわきまえず、そのまま持ち込み、多くの幹部や農民を迫害し、葉劍英や方方に不当な批判を行ったと指摘した。また、陶鑄は反右派闘争と反地方主義闘争を連動させ、更に多くの幹部を迫害したが、地方主義の根柢となるものなど実際には存在しなかった、文革中にも、尹林平、雲広英ら多くの幹部が、地方主義者とのレッテルを貼られた幹部たちの名誉回復を画策したとして、批判され迫害されたとも証言した⁽²³⁾。

このように改革・開放期以降も、反地方主義闘争をめぐる亀裂は解消されておらず、反地方主義闘争の問題は、それが拡大してしまったことであって、地方主義批判そのものは必要であったのであり、地方主義の問題自体は存在していたと主張する幹部は依然として健在であった⁽¹⁶⁾。実際、古大存の名譽回復の障害になっていたのは、趙紫陽であった⁽¹⁷⁾。趙紫陽のような反地方主義闘争を推進した当事者が健在で、高い地位にいる間は、歴史を客観的に評価するのは難しいのであった⁽¹⁸⁾。

ところで、改革・開放政策の推進をめぐつても、広東省の地方主義が取り沙汰されてきたが、それは、中央と広東省の対立あるいは中央に対する広東省の抵抗として捉えられるのであろうか。一九七〇年代末、広東省指導部としては、既述の「外逃」問題解決のためにも、経済活性化が不可欠であり、党中央に対して、地域の実情に即した経済開発を認めるよう要請したのであった⁽¹⁹⁾。その後、鄧小平は広東省の試みを支持するとともに、その成果を称賛した⁽²⁰⁾。また趙紫陽ら多くの中央指導者も、広東省の試みに支持を与え、更なる成果を期待したのであった⁽²¹⁾。このように、党中央は実質的には、広東省独自の経済開発としてのいわば地方主義を容認し奨励していったと言える。すなわち、改革・開放政策という国策を推進するために、中央としては広東省を画一的に統制するよりも、むしろその一定の自律性を容認し奨励していったのであった。

その一方で、改革・開放期以降も広東省に対する地方主義批判は繰り返し行われたが、それは、中央と広東省の対立ないしは中央に対する広東省の抵抗というよりも、むしろ中央における政策論争や権力闘争を背景として、広東省がスケープゴートにされた側面が強いと言える⁽²²⁾。このように、中央は広東省に対してレットテル貼りとしての地方主義批判を行うものの、改革・開放政策を推進する上では、広東省に一定の自律性を認めざるを得ないため、結局のところ、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存するという状況に変化は起こり得ないのである⁽²³⁾。

四 結語

なぜ、中国においては、強い国家権力と分散的社会という二律背反的な現象が見受けられるのか。なぜ、政治体制そのものは中央集権的でありながら、地方主義とされる問題が常に絶えないのか。このような二面性を有する中国の一面だけを取り上げ強調するだけでは、上記の二律背反的な現象が起こる中国の全体像を理解することはできないという問題意識のもとに、本稿では、現代中国における中央集権的政治体制と地方主義批判の関係を考察してきた。

とりわけ、本稿においては、この問題を、広東省に関する地方主義批判の問題を事例として考察した。具体的には、建国以降の広東省における土地改革に関連した地方主義批判、反右派闘争と連動して展開された地方主義批判、改革・開放政策への転換と地方主義の実質的な容認と奨励を事例として、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題が併存しているメカニズムを考察してきた。

本稿における考察の意義としては、単に個別の事例を記述し考察することに止まらず、建国以降の広東省における土地改革をめぐる地方主義批判から改革・開放期における地方主義批判までを視野に入れて、巨視的に現代中国における地方主義批判の問題を捉える視座を提起したことと言えよう。

それでは現代中国における中央集権的政治体制と地方主義批判の関係とは、いかなるものなのか。中央は強力な権限を有しているにもかかわらず、なぜ地方主義とされる問題を解消することができないのか。既述したように、これらの問題は地方主義を実体的に捉えては理解することはできず、中央と地方についての関係論的な捉え

方をはじめて解明できるであろう。換言すれば、中央集権的政治体制と地方主義とされる問題は、実際のところ、矛盾するものでもゼロサム的なものでもなく、表裏一体のものであり、こうした観点から、現代中国における中央・地方関係の全体像を捉えることができるのである。

たとえば、地方主義が地方指導者の抵抗や地方のエゴに起因するものなのであれば、中央は強力な権限を行使して、地方指導者を更迭するなり、政策を強制するなりして解消できるはずである。しかしながら、現実には、中央は強力な権限を有しているにもかかわらず、地方主義とされる問題は後を絶たない。それゆえに、地方主義とされる問題を中央と地方の矛盾であるとか、中央と地方はゼロサムの関係であるとする認識に止まっただけでは、中央・地方関係の全体像を理解することはできず、一面的な見方に基づく、地方悪玉論に陥るだけである。

すなわち、地方主義とは、関係論的な捉え方をすれば、中央による、思うようにならない地方へのレッテル貼りと捉え得る。しかしながら、中央は地方主義を実質的には容認、奨励せざるを得ないという二律背反的メカニズムが存在している。それこそが、現代中国における中央集権的政治体制と地方主義とされる問題の関係そのものである。

本稿における考察に則して考えるならば、土地改革をめぐる地方主義批判は、中央から地方への典型的な地方主義批判である。第二次反地方主義闘争は、外来幹部とそれに追従する地元出身幹部が、地方内における自らの主導権を強化するために、地方主義者とのレッテル貼りを積極的に利用した典型例である。改革・開放政策への転換と反地方主義闘争で批判された者たちの名誉回復は、中央による地方主義の実質的な容認と奨励の典型例と捉え得る。このように、本稿における考察を通じて、地方主義批判に関する問題の様々な側面が明らかとなった。

現代中国の歴史を顧みれば、毛沢東は、国民党に対する軍事的勝利の後、共産党の強力な権力や組織力を以って、

中央で打ち出された政策が、一貫通貫で末端レベルにまで行き渡るといふような意味での「強い国家」を構築しようと目指した。「強い国家」を作るためには、地域社会に党組織を浸透させ、地域社会を統制する必要があったわけであるが、その成否は、地域社会のあり方と地方党組織のあり様に影響されざるを得なかった。そこで必然的に、「強い国家」を目指す毛沢東の方針と地域社会の間で摩擦や齟齬が生じ、中央から地方に対してレットテル貼りとしての地方主義批判が行われてきたのである。

毛沢東にとって、文革とはあくまでも党組織の改組の延長であり、「強い国家」を作るために、一貫して共産党の権力と組織によって地域社会を統制するという発想を堅持していたと言えよう。しかしながら、毛沢東時代には、いわば国家権力によって、一定の自律性を有する地域社会を統制することに傾注し過ぎたために、国家権力一辺倒による地域社会の硬直化が起こり、文革でその矛盾が爆発したとも捉え得る。

一方、鄧小平は、毛沢東のようなカリスマもリーダーシップもなく、鄧小平時代の最高意思決定の仕組みは、実質的には鄧小平を筆頭とする長老の合議制であったと言えよう。そのため、鄧小平は、毛沢東時代のような、最高指導者のカリスマによる精神論で国を動かすことは無理であることを悟り、現実に合わせて柔軟な政策を志向した。それと同時に、鄧小平は、共産党の権力や組織による地域社会への統制や強制だけではなく、地方主義の実質的な容認と奨励の必要性も認識していた。

こうしたことから、現在見受けられる強力な国家権力と一定の自律性を有する地域社会の併存、すなわち中央集権的政治体制と地方主義とされる問題の併存は、矛盾や二律背反的な現象というよりも、むしろ表裏一体的なものと捉えるべきなのである。なぜならば、既述したように、中央から地方へのフラストレーションの現れとして地方主義批判は行われるものの、地域社会の実態は本質的には変わらないからである。以上が、現代中国における中央

集権的政治体制と地方主義の関係についての本稿の結論である。

今後の課題としては、たとえば、以下の点などを指摘できよう。第一に、本稿における考察は、主として省レベルおよび党組織の分析が中心であったため、本稿の分析を通じて得られた知見を、基層レベルや社会の側からの研究を通じて検証していく必要がある。第二に、考察対象となった時期や地域も、主として建国以降の広東省に限定されていたため、異なる時期や地域についての研究による検証や他国の事例との比較研究も必要であろう。第三に、国際情勢の影響については、すでに拙稿において初歩的な考察は行われているものの、より詳細な研究については、今後の研究課題とせざるを得ない。

注

- (1) 天兒慧「地域主義をめぐる政治力学」、丸山伸郎編『華南経済圏―開かれた地域主義』アジア経済研究所、一九九二年、第一章第三節。
- (2) 磯部靖「中央・地方関係研究のパラダイム転換」、磯部靖『現代中国の中央・地方関係―広東省における地方分権と省指導者』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年、終章。
- (3) 磯部靖「現代中国の中央・地方関係をめぐる議論」、同右、序章第一節。
- (4) 呉国光「地方主義の発展と政治統制、政治退行」、天兒慧編『現代中国の政治変動4…政治―中央と地方の構造』東京大学出版会、二〇〇〇年、第一章。
- (5) 磯部靖「省指導者と地方主義批判」、前掲、磯部靖『現代中国の中央・地方関係』、第五章。
- (6) たとえば、以下の文献を参照されたい。田原史起『中国農村の権力構造―建国初期のエリアト再編』御茶の水書房、二〇〇四年。

- (7) Ezra F. Vogel, *Canton under Communism: Programs and Politics in a Provincial Capital, 1949-1968*, Cambridge: Harvard University Press, 1969.
- (8) 磯部靖「現代中国における地方主義——一九五〇年代の広東における事例を中心として——」、『長崎外大論叢』(第二号) 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学、二〇〇一年二月。
- (9) 楊立編著『帯刺の紅玫瑰——古大存沈冤録』中共広東省委党史研究室、一九九八年。楊立『古大存沈冤録』天地圖書有限公司、二〇〇〇年。張江明選編『広東歴史問題研究——広東地方主義』平反研究資料』學術研究雜誌社、二〇〇〇年。
- (10) 莫宏偉『新中国成立初期的広東土地改革研究』中国社会科学出版社、二〇〇〇年。莫宏偉・張成潔『新区農村的土地改革』江蘇大学出版社、二〇〇九年。
- (11) それゆえに、本稿は、土地改革そのものについての細かい記述や土地改革自体の意義、他地域の土地改革との比較検討などを指すものではない。
- (12) 毛沢東「為爭取国家財政經濟狀況的基本好轉而闘争」(一九五〇年六月六日)、中共中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿』(第一冊)、中央文献出版社、一九八七年、三九二—三九四頁。
- (13) 『当代中国』叢書編輯部編『当代中国的広東』当代中国出版社、一九九一年、二八頁。
- (14) 華南分局は、広東省と広西省(現在の広西壮族自治区)を管轄していたが、本稿では、便宜上、華南分局指導部と広東省指導部を同義のものとして表記したい。
- (15) 葉劍英「整理農村基層組織的重要性」(一九五〇年九月一九日)、広東葉劍英研究会・中共広東省委党史研究室編『葉劍英在広東』中央文献出版社、一九九六年、二二七頁。
- (16) 葉劍英「為建設一個有高度覺悟的有高度紀律性的党而闘争」(一九五一年七月一日)、同右、三五五頁。
- (17) 杜潤生「關於過去半年年間全区準備與实施土地改革狀況的報告」(一九五〇年九月一六日)、新華書店中南總分店編『土地改革手冊(統轄)』新華書店中南總分店、一九五〇年、五八頁。

- (18) 葉劍英「廣東一年的工作成績和問題及今後的奮鬥目標」(一九五〇年一〇月六日)、前掲、廣東葉劍英研究会他編『葉劍英在廣東』、二四七頁。
- (19) 葉劍英「關於廣東工作幾個主要問題的補充報告」(一九五〇年一〇月一四日)、同右、二七三頁。
- (20) 前掲、葉劍英「廣東一年的工作成績和問題及今後的奮鬥目標」、二五二頁。毛沢東「中央轉發中南局關於不要強調組織生產互助組指示的批語」(一九五〇年八月六日)、前掲、中共中央文獻研究室編『建國以來毛沢東文稿』(第一冊)、四五八頁。
- (21) 葉劍英「在反貪污、反浪費、反官僚主義的基礎上勵行節約增加生產」(一九五一年二月二日)、前掲、廣東葉劍英研究会他編『葉劍英在廣東』、四三三頁。
- (22) 葉劍英「給毛主席的綜合報告」(一九五〇年五月二日)、同右、一九〇頁。
- (23) 同右、一九一頁。
- (24) 「社論：結合秋徵、貫徹減租」、『長江日報』一九五〇年九月一六日。
- (25) 前掲、葉劍英「廣東一年的工作成績和問題及今後的奮鬥目標」、二五六頁。前掲、杜潤生「關於過去半年年間全區準備與實施土地改革狀況的報告」、六六頁。
- (26) 前掲、葉劍英「整理農村基層組織的重要性」、二二九頁。
- (27) 葉劍英「紀念中國共產黨三十周年與華南當前的鬭爭任務」(一九五一年七月一日)、前掲、廣東葉劍英研究会他編『葉劍英在廣東』、三三八頁。
- (28) 葉劍英「整頓隊伍、繼續前進」(一九五一年八月二三日)、同右、三七五—三七六頁。
- (29) 中南局は、華南分局の上位に位置し、華南分局を管轄下に置いていた。
- (30) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一〇〇—一〇一頁。
- (31) 劉田夫「劉田夫回憶錄」中共党史出版社、一九九五年、二一五頁。
- (32) 毛沢東「中央關於同意杜潤生所提分階段進行土改的電報」(一九五一年二月七日)、中共中央文獻研究室編『建國以

- 來毛沢東文稿』(第二冊)、中央文獻出版社、一九八八年、一〇七頁。
- (33) 方方「争取穩快地完成広東全省土地改革」在広東人民廣播電台廣播詞、『南方日報』一九五一年二月一日。
- (34) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一〇五頁。
- (35) 方方「依靠解放大軍、開展大規模的農民運動、為完成広東全省土地改革而鬭爭」在中共中央華南分局擴大幹部會議上的大會討論總結報告』(一九五一年四月二五日)、中共広東省委党史研究室・広東省檔案館編『方方文集』広東人民出版社、一九九〇年、四二一—四三三頁。
- (36) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一〇六頁。
- (37) 同右、一〇二頁。
- (38) 方方「一年來広東的農民運動」、『長江日報』一九五一年九月二九日。
- (39) 前掲、劉田夫『劉田夫回憶錄』、二二四頁。
- (40) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一三三頁。
- (41) 同右、一一四頁。
- (42) 張江明・劉子健「方方、地方主義、冤案始末」、前掲、張江明選編『広東歷史問題研究』、四一九頁。
- (43) 『葉劍英伝』編寫組『葉劍英伝』当代中国出版社、一九九五年、四九三頁。
- (44) 同右、四九〇頁。
- (45) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一一四—一一五頁。
- (46) 吳之・賀朗『馮白駒伝』当代中国出版社、一九九六年、七五五—七五六頁。
- (47) 前掲、劉田夫『劉田夫回憶錄』、二二四頁。
- (48) 中共広東省委党史研究室編『中国共產党広東歷史(一九四九—一九七八)』(第二卷) 中共党史出版社、二〇一四年、八六一—八九頁。
- (49) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一一八—一二〇頁。

- (50) 同右、一二二頁。
- (51) 楊康華「關於廣東反『地方主義』問題」(一九八六年二月一日)、楊康華『楊康華回憶錄』廣東人民出版社、二〇〇一年、三五九頁。
- (52) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一二八頁。
- (53) 同右、一二四—一二五頁。
- (54) 同右、一二九頁。
- (55) 同右、一二三頁。
- (56) 同右、八三頁。
- (57) 陳遐瓚・劉子健「關於方方的『地方主義』問題」、中共廣東省委党史研究室・廣東省中共党史學會・廣東省中共黨史人物研究会編『方方研究——紀念方方同志誕辰九〇周年學術討論會論文集』(上卷)廣東人民出版社、一九九六年、一六九—一七一頁。
- (58) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、八六頁。
- (59) 前掲、劉田夫『劉田夫回憶錄』、二二六—二二七頁。
- (60) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一〇二頁。
- (61) 「論正在前進中的廣東農民運動」、『長江日報』一九五一年七月一〇日。「認真學習，穩步前進——再論廣東農民運動」、『長江日報』一九五一年七月一七日。
- (62) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一〇三頁。
- (63) 同右、一〇四頁。
- (64) 前掲、楊康華「關於廣東反『地方主義』問題」、三六〇頁。
- (65) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、一二二頁。
- (66) 同右、一〇〇頁。

- (67) 同右、一〇七—一〇八頁。
- (68) 同右、一一一—一二二頁。前掲、吳之・賀朗『馮白駒伝』、七五五頁。
- (69) 前掲、劉田夫『劉田夫回憶録』、二二四頁。
- (70) 方方「堅決支援農村土地改革運動——在省市協商委員會聯席會議上的報告」（一九五二年八月六日）、前掲、中共広東省委党史研究室・広東省檔案館編『方方文集』、四四九頁。
- (71) 前掲、中共広東省委党史研究室編『中國共產黨広東歴史（一九四九—一九七八）』（第二卷）、八八頁。
- (72) 前掲、『當代中国』叢書編輯部編『當代中国的広東』、四四頁。
- (73) 方方「広東省進入計劃建設新時期，四大關係緊張及其解決辦法——在行署主任會議上的講話」（一九五三年）、前掲、中共広東省委党史研究室・広東省檔案館編『方方文集』、四八四—四八五頁。
- (74) 前掲、劉田夫『劉田夫回憶録』、二二九頁。
- (75) 同右、二二七—二二八頁。
- (76) 前掲、「整頓隊伍，繼續前進」、三三三頁。
- (77) 葉劍英「広東解放初期社会情况和今後工作打算」（一九五〇年一月二日）、前掲、広東葉劍英研究会他編『葉劍英在広東』、一一二—一二三頁。
- (78) 『當代中国』叢書編輯部編『當代中国的土地改革』当代中国出版社、一九九六年、三二九頁。前掲、葉劍英「整頓隊伍，繼續前進」、三七九頁。
- (79) 前掲、葉劍英「為建設一個有高度覺悟的有高度紀律性的党而鬪爭」、三五五—三五六頁。
- (80) 前掲、葉劍英「整頓隊伍，繼續前進」、三七五—三七六頁。
- (81) 前掲、葉劍英「整理農村基層組織的重要性」、二二九頁。
- (82) 前掲、『葉劍英伝』編写組『葉劍英伝』、四九三頁。
- (83) 楊建「七十年代末の広東反嬭渡鬪爭」、『百年潮』第四〇期（二〇〇一年四月）、二三—二六頁。

- (84) 楊康華「廣東兩次反地方主義都『錯了』，造成許多冤假錯案」，前揭、張江明選編『廣東歷史問題研究』，一一六—一二七頁。
- (85) 前揭、楊康華「關於廣東反『地方主義』問題」，三六〇頁。
- (86) 前揭、中共廣東省委党史研究室編『中國共產黨廣東歷史（一九四九—一九七八）』（第二卷），三三三—三三七頁。
- (87) 前揭、劉田夫『劉田夫回憶錄』，二六九—二七〇頁。
- (88) 前揭、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』，一四〇—一四一頁。
- (89) 同右，一四八頁。
- (90) 同右，二二二—二二五頁。
- (91) 前揭、劉田夫『劉田夫回憶錄』，二七一—二七二頁。
- (92) 前揭、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』，一四四—一四五頁。
- (93) 同右，一四五頁。
- (94) 同右，一六四—一六五頁。
- (95) 同右，一四九頁。
- (96) 前揭、吳之·賀朗『馮白駒傳』，七八五頁。
- (97) 同右，七八七頁。
- (98) 同右，七八八—七八九頁。
- (99) 同右，七五七頁。
- (100) 前揭、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』，一二九頁。
- (101) 同右，二二二頁。
- (102) 前揭、楊康華「關於廣東反『地方主義』問題」，三六二—三六三頁。
- (103) 同右，三六五—三六六頁。

- (104) 同右、三六六頁。
- (105) 前掲、劉田夫『劉田夫回憶錄』、二七一頁。
- (106) 磯部靖「広東省における文化大革命の展開と地方主義」、国分良成編著『中国文化大革命再論』慶應義塾大学出版会、二〇〇三年、第一章。
- (107) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、二七二頁。
- (108) 前掲、磯部靖「広東省における文化大革命の展開と地方主義」。
- (109) 「中共中央、國務院批轉広東省委、福建省委關於對外經濟活動實行特殊政策和靈活措施的兩個報告」(一九七九年七月一日)、中共広東省委辦公庁編印『中央対広東工作指示匯編』(一九七九年—一九八二年)、一九八六年、一九頁。
- (110) 任仲夷「打開広東新局面的四條基本經驗」(一九八三年二月三日)、張岳琦・李次岩主編『先行一步—改革開放編』広東人民出版社、二〇〇〇年、四〇頁。
- (111) 中共中央「關於馮白駒、古大存同志恢復名譽的通知」(一九八三年二月九日)、中共広東省委辦公庁編印『中央対広東工作指示匯編』(一九八六年—一九八七年、下)、一九八八年、五二六頁。中共中央紀律檢查委員會「關於撤鎮對方同志処分的批復」、前掲、張江明選編『広東歴史問題研究』、六頁。
- (112) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、二八一頁。
- (113) 前掲、劉田夫『劉田夫回憶錄』、二七二—二七三頁。
- (114) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、二八二頁。
- (115) 同右、二九〇頁。
- (116) 同右、三〇二—三〇三頁。
- (117) 同右、二九一頁。
- (118) 同右、三一二頁。
- (119) 同右、三一四—三一五頁。

- (120) 前掲、楊康華「關於廣東反、地方主義、問題」、三五六頁。
- (121) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、二九九頁。
- (122) 楊立「為古大存平反應該吸取教訓」、同右、三三五—三三九頁。
- (123) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、三一五—三一七頁。
- (124) 広東党史編輯部「他也是一支、帶刺的紅玫瑰——『帶刺的紅玫瑰』古大存沈冤錄」座談會側記」、同右、三四九頁。
- (125) 前掲、楊立編著『帶刺的紅玫瑰』、三〇一頁。
- (126) 前掲、楊康華「關於廣東反、地方主義、問題」、三五七頁。
- (127) 習仲勳「広東的建設如何大幹快上」(一九七八年一月八日)、『習仲勳文選』編輯委員會編『習仲勳文選』中央文獻出版社、一九九五年、二八四—二八五頁。
- (128) 中共中央文獻研究室編『鄧小平年譜一九七五—一九九七』(上)中央文獻出版社、二〇〇四年、五〇六頁。
- (129) 磯部靖「省指導者と利益誘導」、前掲、磯部靖『現代中国の中央・地方関係』、第四章。
- (130) 前掲、磯部靖「中央・地方関係研究のパラダイム転換」。
- (131) 広東省における改革・開放政策の推進と地方主義批判の関係については、前掲の磯部靖『現代中国の中央・地方関係』において詳述されているので参照されたい。
- (132) 前掲、磯部靖「現代中国における地方主義」。

〔謝辞〕 本研究は、慶應義塾大学学事振興資金の支援を受けて行われた。ここに記して、感謝の意を表したい。